

札 文 町 移 住 体 験 住 宅 貸 付 契 約 書

(契約の締結)

第1条 貸主札文町（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、第2条に掲げる札文町移住体験住宅（以下「体験住宅」という。）の貸付けについて、以下の条項により借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条に規定する定期建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(体験住宅)

第2条 甲は、甲が所有する次に掲げる住宅を乙に貸し付けるものとする。

名 称 移住体験住宅 号
住 所 札文郡札文町大字船泊村字ウエンナイホ397番地2
設置年 平成28年

(契約期間)

第3条 契約期間は、10日（10泊11日）以上30日以内の期間において、次に掲げるとおりとする。

始 期 年 月 日から
終 期 年 月 日まで（ 日間）

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新はないものとする。

(料金)

第4条 住宅の借用に係る料金は、次のとおりとする。

期 間	貸付料	備 考
日（泊日）	円 （うち寝具使用料 円）	名

2 乙は前項の貸付料を前納しなければならない。

3 第1項の貸付料は、住宅貸付料、光熱水費（電気料、ガス代及び上下水道料をいう。）、寝具利用料及び消費税を含むものとする。ただし、飲食費及び日常生活に係る消耗品並びに交通費は含まず乙の負担とする。

(維持管理)

第5条 乙は、借り受けた体験住宅を善良な良識をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、乙の責に帰すべき事由により、住宅を滅失又はき損させた場合は、甲乙協議の上、その損害の範囲又は金額を決定し、現状に回復するか又はこれに要する一切の費用を弁償しなければならない。

3 乙の借用により生じた軽微な修繕については、乙がそのすべてを負担するものとする。

(乙の遵守事項)

第6条 乙は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 外出時や就寝時に施錠するなど施設を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは速やかに町長にその旨を報告すること。

- (2) 火気の取扱い及び冬期間にあつては水道凍結に十分注意し、備付けの備品等を適正に取り扱うこと。
- (3) 住宅周りの除草や清掃を適宜に行い、住宅を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。
- (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (5) 体験住宅の貸付期間が満了したときは、清掃を行うとともに、直ちに体験住宅の鍵を町長に返却すること。
- (6) その他体験住宅の借用に関し町長が必要と認める事項

(制限される行為)

第7条 乙は、体験住宅において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可した者以外を同居させること。
- (2) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 展示会その他これに類する催しをすること。
- (5) 文書、図書その他の印刷物を張り付ける又は配布すること。
- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為を行うこと。
- (7) 周辺住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (8) 喫煙及びペットを同伴すること。
- (9) 体験住宅の全部若しくは一部を転貸し、又はその借受けの権利を譲渡すること。
- (10) その他体験住宅の借用にふさわしくない行為をすること。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が本契約書に規定する事項に違反した場合及び本契約を継続することが困難であると認められるに至った場合は、本契約を解除できる。

(明渡し)

第9条 乙は、本契約が終了又は前条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

- 2 乙は、前項前段の明け渡しをするときには、明け渡し日を事前に甲に連絡し、町立ち合いのもと体験住宅の明渡しを行わなければならない。
- 3 甲及び乙は、第1項後段の規定に基づき乙が行う現状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(立入り)

第10条 甲は、住宅の防火、構造の保全その他の住宅の管理上特に必要があるときには、住宅内に立ち入ることができるものとする。

(事故免責)

第11条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、甲はその責任を負わないものとする。

(協議)

第12条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第13条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

本契約書2通を作成し、甲乙それぞれその1通を保有する。

年 月 日

貸主(甲) 住所 礼文町大字香深村字トンナイ558番地の5
氏名 礼文町長 印

借主(乙) 住所
氏名 印